一般会計等財務書類の注記

１．重要な会計方針

(１)　有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

①　有形固定資産・・・・・・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア　昭和59年度以前に取得したもの・・・・・・再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額１円としています。

イ　昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額１円としています。

②　無形固定資産・・・・・・・・・・・・・・・取得原価

　　ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・・・・再調達原価

(２)　有価証券等の評価基準及び評価方法

①　満期保有目的有価証券・・・・・・・・・・・償却原価法（定額法）

本町では該当ありません。

② 満期保有目的外の有価証券

ア　市場価格のあるもの・・・・・・・・・・・会計年度末日における市場価格

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　本町では該当ありません。

イ　市場価格のないもの・・・・・・・・・・・取得原価

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　本町では該当ありません。

③　出資金

ア　市場価格のあるもの・・・・・・・・・・・会計年度末日における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　本町では該当ありません。

イ　市場価格のないもの・・・・・・・・・・・出資金額

(３)　有形固定資産等の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除きます。）・・定額法

　　　なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

　　　　建物　　 ６年～50年

　　　　工作物　 10年～60年

　　　　物品　　 ２年～20年

　　　　②　無形固定資産（リース資産を除きます。）・・定額法

（ソフトウェアについては、当町における見込利用期間（５年）に基づく定額法によっています。）

③　リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が１年以内のリ

ース取引及びリース料総額が300万円以下のリース取引を除く。）は、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっています。

(４)　引当金の計上基準及び算定方法

①　徴収不能引当金

過去５年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能

見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去５年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可

能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去５年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能

性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

②　退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金累計額から既に職員に対し退職手当

として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち当町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

③　賞与等引当金

翌年度６月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額

の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(５)　リース取引の処理方法

①　所有権移転ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②　①以外のリース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(６)　資金収支計算書における資金の範囲

現金及び現金同等物をいいます。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含みます。

(７)　その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

①　物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価格又は見積価格が50万円以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、有形固定資産のうち、償却資産に対し

て修繕等を行った場合は、修繕等に係る支出が当該償却資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことになると認められるかどうかを判断し、認められる部分に対応する金額を資本的支出として計上しています。なお、区分が不明な場合は、金額が60万円未満であるときに修繕費として処理しています。

２．重要な会計方針の変更等

初年度のため変更ありません。

３．重要な後発事象該当ありません。

４．偶発債務

　　該当ありません。

５．追加情報

(１)　財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

　 　①　一般会計等財務書類の対象範囲について

（対象とする会計名） 一般会計

　　　　　　　　　　 土地取得特別会計

②　出納整理期間及び会計年度末の計数について

地方自治法第235条の５の規定により出納整理期間が設けられています。出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

　　 ③　表示単位未満の金額について

記載金額は千円未満を四捨五入して表示しているため、合計が一致しない場合があります。

④　地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率 －

連結実質赤字比率 － 実質公債費比率 1.0%

将来負担比率　 　　　－

⑤　利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額

454千円（三重用水事業償還負担金）

⑥　繰越事業に係る将来の支出予定額

　　　 438,155千円

(２)　貸借対照表に係る事項

①　売却可能資産の範囲及び内訳は次のとおりです。

ア　範囲

普通財産のうち、現に利用や貸付をしていないもの

イ　内訳

事業用資産土地　　61,858千円（61,858千円）

価格については固定資産税評価に準じた時価とし、簿価は固定資産台帳における取得価格（当時の固定資産税評価に準じるもの）としました。

上記の（61,858千円）は貸借対照表による簿価を記載しています。

②　減債基金に係る積立不足の有無及び不足額

積立不足はありません。

③ 基金繰替運用の内容

 基金繰替運用はありません。

④　将来負担に関する情報（地方公共団体財政健全化法における将来負担比率の算定要素）

・標準財政規模 8,562,120千円

・将来負担額 16,763,935千円

・充当可能基金額 5,950,633千円

・充当可能特定歳入　　　 －千円

・基準財政需要額算入見込額 14,260,525千円

⑥　自治法第２３４条の３に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

短期リース債務　22,256千円

長期リース債務　43,423千円

(３)　純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に、流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上して

います。

②　余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産形成分を差し引いた額を計上しています。

(４)　資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支　　　　△1,020,487千円

　　※平成28年度は清掃センター整備事業の影響などにより、基礎的財政収支が赤字と

なっています。

　　※簡易算定により計算しています。

②　資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支　　　　　　　　　　 669,195千円

投資活動収入の国県等補助金収入 242,640千円

未収債権、未払債務等の増加 410,386千円

減価償却費 　　　　　　　　 △1,566,803千円

賞与等引当金繰入額　　　　　　△ 168,515千円

退職手当引当金繰入額 -千円

徴収不能引当金繰入額　　　　　　△ 7,771千円

資産除売却益 3,902千円

純資産変動書の本年度差額 △416,966千円

③　一時借入金について

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の借入れの限度額は次のとおりです。

一時借入金の借入れの限度額 1,000,000千円